

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第210号)

平成14年6月20日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
る諮問について（答申）

平成9年7月2日市市情第46号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

横浜市高速鉄道4号線に関する次の各文書7件の非公開決定に対する審査請求について  
の諮問

文書1：横浜環状鉄道日吉～中山間土質調査報告書 平成7年10月

文書2：横浜環状鉄道日吉～センター南間土質調査報告書 平成8年3月

文書3：横浜環状鉄道日吉～中山間環境影響調査報告書 平成8年3月

文書4：横浜環状鉄道センター北～中山間環境影響調査報告書 平成8年11月

文書5：横浜環状鉄道日吉～センター北間概略設計報告書 平成8年3月

文書6：高速鉄道4号線需要予測等調査報告書 平成7年3月

文書7：高速鉄道4号線需要予測等調査その2報告書 平成8年3月

## 答 申

## 第1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、横浜市高速鉄道4号線の調査報告に関する文書7件のうち、それぞれ別表1から別表7までに示す部分を非公開とした決定は妥当であるが、その余の部分は公開すべきである。

## 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜環状鉄道日吉～中山間土質調査報告書 平成7年10月」（以下「文書1」という。）、「横浜環状鉄道日吉～センター南間土質調査報告書 平成8年3月」（以下「文書2」という。）、「横浜環状鉄道日吉～中山間環境影響調査報告書 平成8年3月」（以下「文書3」という。）、「横浜環状鉄道センター北～中山間環境影響調査報告書 平成8年11月」（以下「文書4」という。）、「横浜環状鉄道日吉～センター北間概略設計報告書 平成8年3月」（以下「文書5」という。）、「高速鉄道4号線需要予測等調査報告書 平成7年3月」（以下「文書6」という。）、「高速鉄道4号線需要予測等調査その2報告書 平成8年3月」（以下「文書7」という。）（以下文書1から文書7までを総称して「本件申立各文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成9年3月17日付で文書4を除く各文書について及び平成9年4月15日付で文書4について行った非公開決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 第3 実施機関の非公開理由説明要旨

本件申立各文書については、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第5号及び第6号に該当するため、非公開としたものであり、その理由は、次のように要約される。

## 1 文書1について

文書1は、高速鉄道4号線（以下「4号線」という。）の土木施設等の検討及び設計に必要な土質性状を、想定ルート周辺において調査したものであり、4号線のルート、駅位置及び構造形式等の基本計画について審議、検討するための基礎資料として使用するものである。

本件請求時（平成9年2月20日）においては、4号線のルート、駅位置及び構造形式等の基本計画について横浜市の関係機関の間で審議、検討等を行っており、最終的な意思決定に至っていない段階であった。

文書1におけるルート及び調査位置（平面、高さ）に関する部分、地表踏査結果、

構造形式及び工法と地盤についての検討等は，4号線のルート，駅位置及び構造形式等の基本計画を推測することが可能な情報である。

(1) 旧条例第9条第1項第5号の該当性について

4号線のルート及び調査位置（平面，高さ）に関する部分，地表踏査結果，構造形式及び工法と地盤についての検討等を公開すると，未だ確定していない4号線のルート，駅位置及び構造形式等の基本計画があたかも確定したかのような誤解を与え，今後の審議，検討，調査研究等に支障が生ずる。

(2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

公開すると，今後の4号線建設に関する事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じ，早期に開業し，交通利便性を向上させるという鉄道事業の目的を達成する上でも支障が生ずる。

また，鉄道事業の計画は統一的に公表されるべきであり，4号線のルート，駅位置及び鉄道施設等についての情報が未確定である段階で公開されることにより，特定のものに対し，明らかに利益又は不利益を与えるおそれがある。

(3) 全部を非公開とする必要性について

4号線のルート及び調査位置に関する部分，地表踏査結果，構造形式及び工法と地盤についての検討は，4号線のルート，駅位置及び構造形式等の基本計画を推測することが可能となる情報である。また，土質性状は，その平面位置及び地盤の深度により，その地点固有の特質を有し，その位置が変わるにつれて様々に変化していくものであるから，仮に調査位置等を非公開とし，調査結果のみを公開しても何ら有効性のあるものではなく，逆に調査地点を推測して，4号線のルート，駅位置及び構造形式等の基本計画について市民に無用の誤解を与え，混乱を招くおそれがあり，基本計画についての審議，検討，調査研究等を適正かつ効率的に行うことに支障を来すと判断されるので，文書1の全部を非公開とする必要がある。

2 文書2について

文書2は，文書1の結果を検討の上，新たに調査地点を選定して行った調査の報告書であり，4号線の土木施設等の検討及び設計に必要な土質性状を，想定ルート周辺において調査し，4号線のルート，駅位置及び構造形式等の基本計画について審議，検討するための基礎資料として使用するものである。

文書2は，調査箇所を新たに選定したほかは，文書1と同様の内容の調査報告書であるから，その全部を非公開とする理由は，文書1と同様である。

3 文書3について

文書3は，4号線建設による環境影響評価の実施に必要な資料として，地域の概

況，環境の現況及び騒音・振動の予測について，想定ルート周辺において調査した結果の報告書であり，その調査範囲，調査地点及び予測地域等は，4号線のルート，駅位置等の基本計画を推測することが可能な情報である。

(1) 旧条例第9条第1項第5号の該当性について

文書3を公開すると，まだ確定していない4号線のルート，駅位置等の基本計画があたかも確定したかのような誤解を与え，今後の審議，検討，調査研究等に支障が生ずる。

(2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

公開すると，今後の4号線建設に関する事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じ，早期に開業し，交通利便性を向上させるという鉄道事業の目的を達成する上でも支障が生ずる。

また，鉄道事業の計画は統一的に公表されるべきであり，4号線のルート，駅位置及び鉄道施設等についての情報が未確定である段階で公開されることにより，特定のものに対し，明らかに利益又は不利益を与えるおそれがある。

(3) 全部を非公開とする必要性について

文書3の調査範囲，調査地点及び予測地域等は，ルート，駅位置等の基本計画を推測することが可能となる情報である。仮に，文書3における調査範囲，調査地点及び予測地域等を特定する部分を非公開にした上で，調査結果のみを公開した場合には，調査地点を推測して，市民に無用の誤解を与え，混乱を招くおそれがあり，4号線のルート，駅位置等の基本計画についての審議，検討，調査研究等を適正かつ効率的に行うことに支障を来すと判断されるので，文書3の全部を非公開とする必要がある。

4 文書4について

文書4は，文書3の調査結果を補完するために行った調査の報告書であり，4号線建設による環境影響評価の実施に必要な資料として，4号線の想定ルート周辺を対象として環境の現況を調査したものである。

文書4は，文書3を補完するために調査箇所を新たに選定したほかは，文書3と同様の内容の調査報告書であるから，その全部を非公開とする理由は，文書3と同様である。

5 文書5について

文書5は，4号線及び横浜環状鉄道全線について概略検討を行ったものであり，環状鉄道計画の基本的な考え方の整理，路線選定，システム検討の整理，運行計画，車両規格，駅計画，設備計画，工法検討，本体設計等で，4号線及び横浜環状鉄道計画についての検討段階での基礎資料である。

文書5は、4号線のルート、駅位置及び鉄道施設等（運行計画、車両規格、駅計画、設備計画、土木施設（本体構造物）等をいう。）について概略の検討を行ったもので、本件報告書の内容はすべて最終的な意思決定に至っていない検討段階の資料である。

(1) 旧条例第9条第1項第5号の該当性について

4号線のルート、駅位置、運行計画、車両規格、駅計画、設備計画、土木施設（本体構造物）等を公開すると、未だ確定していない4号線のルート、駅位置及び鉄道施設等があたかも確定したかのような誤解を与え、今後の審議、検討、調査研究等に支障が生ずる。

(2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

文書5を公開することによって、4号線のルート、駅位置及び鉄道施設等についての審議、検討等に支障が生じることにより、4号線建設に関する事務事業の円滑な執行に支障が生じることになり、早期に開業し、交通利便性の向上を図るといふ本件事業の目的を損なうおそれがある。

また、鉄道事業の計画は統一的に公表されるべきであり、4号線のルート、駅位置及び鉄道施設等についての情報が未確定である段階で公開されることにより、特定のものに対し、明らかに利益又は不利益を与えるおそれがある。

(3) 全部を非公開とする必要性について

文書5は、4号線のルート、駅位置及び鉄道施設等の概略の検討を行ったもので、すべて最終的な意思決定に至っていない検討段階の資料であるから、公開することにより、市民に無用の誤解を与え、混乱を招くおそれがあり、4号線のルート、駅位置及び鉄道施設等についての審議、検討、調査研究等を適正かつ効率的に行うことに支障を来すと判断されるので、全部を非公開とする必要がある。

6 文書6及び文書7について

文書6及び文書7は、4号線をはじめ構想路線を含めた市内各鉄道路線等の将来の需要推計を行っており、鉄道施設の規模、事業採算性の検討、将来の経営状況等を予測するための基礎資料を得るためのものである。

文書6及び文書7は、次の理由により旧条例第9条第1項第5号及び第6号に該当する。

鉄道の需要推計値は、その目的及び検討段階に応じて様々な調査方法及び前提条件を用いて予測しているため、計画策定段階における需要推計値を公開することにより、調査方法及び前提条件に不問な疑問を持たれるなど、鉄道計画の検討、調査研究に支障が生じる。

さらに、最終的な意思決定までの一段階であり、ルート、駅位置等が未確定の段階で公開されると、市民に無用の誤解を与え、かつ、混乱を生じさせる。

#### 第4 審査請求人の非公開決定に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見陳述及び意見書において主張している本件申立各文書の非公開決定に対する意見は、次のように要約される。

1 横浜市の情報公開制度において、「原則公開」の精神をもう一度想起し、旧条例第9条第1項各号の例外規定をより厳密に、より狭義に解釈し、運用すべきである。

実施機関の公開しない理由は、「情報は住民に知らせない、官僚が独占するものだ」との発想を表している。

2 本件審査請求に係る7文書は、すべて全部公開が可能である。

「環境調査報告書」の全部公開はいうまでもないが、今ごろ公開されてもアセスが終了している以上、ほとんど意味が失われている。

問題なのは、「概略設計報告書」「需要予測」等であり、交通局はこれらの文書について、主要部分は非公開とする立場を死守しようとしている。

つまり、これらの文書の非公開によって、経済効果に関する市民の検討を封殺しようとしている。作ってしまえば、後はどんなに赤字を出そうと事業者としては知ったことではない。赤字が出るならば、それは市民に負担させれば済むというわけである。

#### 第5 審査会の判断

1 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。

2 4号線の経過及び現況について

4号線の建設事業（以下「本件事業」という。）は、横浜市が整備を計画している市営地下鉄事業であり、東急東横線の日吉駅からJR横浜線の中山駅までの約13.1キロメートルを計画区間としている。

本件請求のあった平成9年2月20日及び3月25日の当時、本件事業の進行状況は、国への鉄道事業免許の申請に向けて、横浜市と運輸省（当時）との事前協議が行われており、同年2月19日には、横浜市会水道交通委員会に対して、実施機関による本件事業の概要説明が行われている。

その後、横浜市は、平成9年3月31日に第一種鉄道事業免許を国に申請し、同年5月23日に同免許を取得している。

また、平成11年11月2日には、神奈川県知事により、都市計画案及び環境影響評

価準備書の公告及び縦覧が行われ、同知事による都市計画決定の手続を経て、平成13年1月30日に一部区間で建設工事が着工されている。

### 3 本件申立各文書について

本件申立各文書は、実施機関が、4号線の基本計画案を策定するための基礎資料を得ることを目的として、平成6年度から8年度にかけて実施した各種調査の結果をとりまとめた報告書であり、その内容は、概ね次のとおりである。

#### (1) 文書1について

ア 文書1は、実施機関が、4号線の土木施設等の検討及び設計に必要な土質性状を、4号線の計画ルート周辺において調査した結果を取りまとめたものであり、4号線のルート、駅位置及び計画沿線上におけるトンネル、高架等の構造形式等に関する基本計画を策定するための基礎資料として用いることを目的に、平成7年10月に作成されたものである。

イ 文書1は、調査概要、調査方法、調査結果、考察及び巻末資料の5項目で構成されており、各項目の主な内容は、概ね次のとおりである。

項 目	内 容
1 調査概要	本件調査の目的、調査位置、調査数量などが記載されている。調査位置については、4号線の計画ルートに沿って39箇所の調査地点を選定し、図表等でその所在地を特定している。
2 調査方法	測量、地表踏査、機械ボーリングなど、本件調査に用いる9項目の調査、試験について、その具体的な実施方法や使用する機器類の形状、性能等について、専門的な説明が記載されている。
3 調査結果	横浜北東部地域の地形及び地質に関する概要説明とともに、本件調査で行った各種調査、試験によって得られた数値、試料その他のデータについて、専門的かつ詳細な分析を行った結果が記載されている。
4 考察	本件調査の結果判明した4号線計画路線の地盤の構成及びその工学的な特性に関する分析と、その結果から導かれる鉄道施設の設計・施工上の留意点等について、専門的な説明が記載されている。
巻末資料	本件調査で行った各種調査・試験によって得られた数値、試料その他のデータの分析結果について、調査地点ごとに作成した図表が添付されている。

#### (2) 文書2について

ア 文書2は、文書1の調査結果を検討の上、新たに調査地点を選定して実施した「横浜環状鉄道日吉～センター南間土質調査」の調査結果を記録した報告書であり、文書1と同様の趣旨、目的のもとに、平成8年3月に作成されたものである。

イ 文書2は、調査概要、調査方法、調査結果、考察及び巻末資料の5項目で構成されており、各項目の主な内容は、概ね次のとおりである。



項 目	内 容
1 調査概要	本件調査の目的，調査位置，調査数量などが記載されている。調査位置については，4号線の計画ルートに沿って14箇所の調査地点を選定し，図表等でその所在地を特定している。
2 調査方法	測量，地表踏査，機械ボーリングなど，本件調査に用いる9項目の調査，試験について，その具体的な実施方法や使用する機器類の形状，性能等について，専門的な説明が記載されている。
3 調査結果	横浜北東部地域の地形及び地質に関する概要説明とともに，本件調査で行った各種調査，試験によって得られた数値，試料その他のデータについて，専門的かつ詳細な分析を行った結果が記載されている。
4 考察	本件調査の結果判明した4号線計画路線の地盤の構成及びその工学的な特性に関する分析と，その結果から導かれる鉄道施設の設計・施工上の留意点等について，専門的な説明が記載されている。
巻末資料	本件調査で行った各種調査・試験によって得られた数値，試料その他のデータの分析結果について，調査地点ごとに作成した図表が添付されている。

### (3) 文書3について

ア 文書3は，4号線建設による環境影響評価の実施に必要な資料として，地域の概況，環境の現況（冬季・春季）及び騒音・振動の予測について，想定ルート周辺を対象として調査したものであり，4号線建設による周辺環境への影響を予測するための資料として使用することを目的に，平成8年3月に作成されたものである。

イ 文書3は，調査の概要，地域の概況及び環境の現況の3項目で構成されており，各項目の主な内容は，概ね次のとおりである。

項 目	内 容
1 調査の概要	調査目的及び調査範囲に関する情報が，図面と共に記録されている。
2 地域の概況	港北区，都筑区及び緑区を対象として，人口，産業，交通，土地利用，利水等，教育施設等，環境関連社会資本，法令の指定・規則，気象，水象，地象，動植物相，災害及び公害の14項目について，既存の公的統計資料等に基づき，概況を調査した結果が記録されている。
3 環境の現況	大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，地盤沈下，超低周波音，電波障害，日照障害，廃棄物，水象，動物相，植物相，地域社会，景観及び文化財の15項目について，既存資料調査又は現地調査により調査した環境の現況が記録されている。

### (4) 文書4について

ア 文書4は，文書3の調査結果を補完するために実施した「横浜環状鉄道センター北～中山間環境影響調査」の調査結果を記録した報告書であり，文書3と

同様の趣旨，目的のもとに平成8年11月に作成されたものである。

イ 文書4は，調査の概要及び環境の現況の2項目で構成されており，各項目の主な内容は，概ね次のとおりである。

項 目	内 容
1 調査の概要	調査目的，調査範囲，調査項目及び調査方法に関する情報が， 図面と共に記録されている。
2 環境の現況	水質汚濁，動物相及び植物相の3項目について，現地調査によ り調査した環境の現況が記録されている。

(5) 文書5について

ア 文書5は，平成7年度に実施した「横浜環状鉄道日吉～センター北間概略設計」の調査結果を記録した3分冊からなる報告書である。環状鉄道計画の基本的な考え方の整理，路線選定，システム検討の整理，運行計画，車両規格，駅計画，設備計画，地域開発検討，工法検討，線路図作成，本体設計等について概略の検討を行ったものであり，4号線及び横浜環状鉄道計画全体についての基礎資料として使用することを目的に，平成8年3月に作成されたものである。

イ 文書5を構成する項目及びその主な内容は，概ね次のとおりである。

(ア) 4号線に関する検討を行った部分の項目及び内容

項 目	内 容
1 環状鉄道計画の基本的な考え方の整理	横浜環状鉄道全線の計画概要，4号線の位置付け，主なルート及び駅位置の設定，4号線の想定する各駅の駅勢圏の概要，位置付け，高架又はトンネル等の構造形式の設定並びに車両基地の規模及び候補地について，総合的な条件設定を行っている。
2 路線選定	4号線計画ルートの地形及び地質条件を検討し，路線選定の諸条件を設定した上で，駅位置の選定のための複数の案を比較検討し，駅及び駅間の路線を選定し，平面線形，縦断線形及び駅計画を提示している。
3 システム検討の整理	横浜環状鉄道の計画路線全体の地形的特徴や計画需要その他の条件を基礎に，普通鉄道，モノレール，リニアモーターカーなど，9種類の導入検討システムについて，比較検討を行っている。
4 運行計画	平成15年，22年，27年における4号線の需要予測を検討し，運行計画の条件を設定した上で，運行本数，乗車効率等を算定し，運行曲線のシュミレーションを行い，想定される運行ダイヤを作成している。
5 車両規格	4号線の長期的な輸送需要予測値，車両編成，運転間隔，乗車効率等の前提条件を設定し，高速運行の確保や急勾配の運行が可能であることの2条件を満たし得る車両規格の比較検討を行うとともに，今後の課題を提示している。
6 土木施設設計基準の作成	普通鉄道構造規則その他関係法規に基づき，4号線の路線の安全を確保し，設計を合理的かつ経済的に行うために必要な事項を定めている。「総則」，「線路」，「電気」，「車両」，「車庫及び車両検査修繕施設」の全5章99箇条及び添付資料からなっている。

7 駅計画	駅施設の立地，規模，設備等の基本的な考え方を詳細に検討し，想定される各駅について，個別具体的に駅計画を策定し，各駅の透視図，平面図，断面図及び横断図を添付している。また，全駅に共通する特定の駅施設について，システム及びコストの比較検討を行っている。
8 設備計画	4号線の軌道設備計画について，5種類の道床構造を比較検討し，具体的な設計を行うとともに，変電所その他の電気設備について，比較検討を行い，変電所の必要数及び候補地を提示している。また，換気設備等の機械設備について，具体的な設計を行っている。
9 駅広計画	4号線と東急東横線の結節点となる日吉駅周辺地区の街づくりについて検討し，地区整備基本方針を策定した上で，複数の整備計画案を提示し，比較検討を行うとともに，今後の課題を提起している。
10 地域開発検討	4号線沿線の市街化調整区域に設置される予定の駅について，必要となる駅周辺開発計画の案を策定し，今後の課題を提起している。
11 工法検討	駅間部及び駅部の建設に採用する工法や，地下埋設物，近接構造物等を保護するための補助工法について検討し，課題を整理した上で設計を行い，概略の工費を算定している。
12 線路図作成	4号線の計画ルートに沿って，線路スケルトン（Skeleton：骨組み，骨格）図，平面線形計算書，縦断線形計算書，線路実測平面図及び線路実測縦断面図が作成され，添付されている。
13 本体設計	4号線の各駅の躯体及び開削トンネルの躯体，シールドトンネル並びに山岳トンネルについて，設計断面の選定や設計条件の設定を行った上で具体的な設計を行うとともに，作成された多数の図面及び計算書等が添付されている。
14 設計打ち合わせ等	平成7年10月4日から平成8年2月19日までの間に，委託者である実施機関と受託者である株式会社との間で，本件設計業務に関する検討が行われた経過等が記録されている。

(イ) 横浜環状鉄道全線に関する検討を行った部分の項目及び内容

項目	内容
1 環状鉄道計画の基本的な考え方の整理	横浜環状鉄道の全体計画について，全線路線計画，基本システム，運行計画，駅計画及び構造形式の基本的な考え方を解説している。
2 路線選定	横浜環状鉄道全線の計画方針や計画条件を設定した上で，全線の計画ルートの概要を解説し，検討結果と共に今後の検討課題を提起している。
3 線路図作成	横浜環状鉄道全線の想定ルートに沿って，平面線形計算書，線路一般図，線路実測平面図及び線路実測縦断面図等を作成し，添付している。
4 運行計画	平成22年における需要予測を検討し，運行計画の条件を設定した上で，運行本数，乗車効率等を算定し，運行曲線のシュミレーションを行い，想定される運行ダイヤを作成している。

(6) 文書6について

ア 文書6は，平成6年度に実施した「高速鉄道4号線需要予測等調査」の調査

結果を記録した報告書である。4号線及び他の構想段階の路線を含めた横浜市内各鉄道路線並びに沿線バス路線の将来需要推計を行っており、4号線の鉄道施設の規模、事業採算性の検討、将来の経営状況等を予測するための基礎資料を得ることを目的に、平成7年3月に作成されたものである。

イ 文書6は、調査の概要、実態調査、需要予測モデルの検討、将来人口フレームの推計、予測の前提条件及び将来需要予測の6項目で構成されており、各項目の主な内容は、概ね次のとおりである。

項目	内容
1 調査の概要	調査の目的、調査の内容と全体構成及び調査の前提条件に関する情報が図表と共に記録されている。
2 実態調査	需要予測モデルの構築に当たり、4号線の沿線地域である港北ニュータウンの地域特性を把握することを目的に行われたアンケートの概要とその結果が記録されている。
3 需要予測モデルの検討	需要予測を行うに当たって使用される「四段階推定法」について、具体的に解説した内容とともに、適用の前提条件等に関する説明の内容が記録されている。
4 将来人口フレームの推計	調査対象地（1都4県）の平成15、22、27年の各々について、国政調査結果等の推計値に基づき、夜間人口、常住地就業人口、従業地就業人口、15歳以上常住地就学人口及び15歳以上通学地就学人口を推計した結果が記録されている。
5 予測の前提条件	4号線の将来需要予測を行うに当たって、将来ネットワーク及び将来駅別定期率の設定条件について解説した内容が記録されている。
6 将来需要予測	前記3から5までの前提条件と調査方法を踏まえ、対象地域全体の「発生・交通量」から4号線の需要予測結果をまとめるとともに、他の統計方法で検証を行った結果が記録されている。

#### (7) 文書7について

ア 文書7は、文書6の結果を踏まえた上で、平成7年度に実施した「高速鉄道4号線需要予測等調査その2」の調査結果を記録した報告書であり、文書6と同様の趣旨、目的のもとに、平成8年3月に作成されたものである。

イ 文書7は、調査の概要、将来人口フレームの設定、予測の前提条件、将来需要予測結果及び4号線の必要性・緊急性の検討の5項目で構成されており、各項目の主な内容は、概ね次のとおりである。

項目	内容
1 調査の概要	調査の目的、調査の内容と全体構成及び前年度調査との相違点に関する情報が、図表と共に記録されている。
2 将来人口フレームの設定	調査対象地域（1都4県）における平成15、22、27の各年について、夜間人口、常住地就業人口、従業地就業人口、15歳以上常住地就学人口及び15歳以上通学地就学人口を推計した結果が記録されている。
3 予測の前提条件	需要予測の前提条件となる将来ネットワーク及び需要予測モデルについて検討した結果が記録されている。

4 将来需要予測結果	前提条件及び四段階推定法を中心とした需要予測モデルを踏まえ、対象地域全体の「発生・交通量」から4号線の需要予測結果をまとめるとともに、他の統計方法で検証を行った結果が記録されている。
5 4号線の必要性・緊急性の検討	需要予測結果を踏まえ、4号線の整備の有無に伴う周辺鉄道路線への影響、バス利用人員、周辺地域や東京都心へのアクセス時間等の比較を行った結果が記録されている。

(8) 実施機関は、文書1から文書7までの本件申立各文書について、その全部が旧条例第9条第1項第5号及び第6号に該当するとして、非公開とする決定を行っているので、以下その妥当性について、各文書ごとに判断する。

#### 4 文書1の旧条例第9条第1項第5号及び第6号の該当性について

##### (1) 旧条例第9条第1項第5号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第5号は、「市の機関内部・・・における審議，検討，調査研究等に関する情報であって，公開することにより，当該審議，検討，調査研究等に支障が生ずると認められるもの」を公開しないことができると規定している。

イ 本号の趣旨は，実施機関その他の行政機関における審議，検討，調査研究等に関する情報が最終的な意思決定までの一段階（以下「意思形成過程」という。）にある場合に，実施機関がこれを公開しないことができるとすることによって，当該審議，検討等に支障を来さないようにするものである。

したがって，本号の規定は，意思形成過程にあると認められるすべての情報を非公開とすることができるのではなく，当該意思形成過程にある情報を公開することによって，現に当該審議，検討等を適正かつ効率的に行うことに支障が生ずると認められる場合に限り，本号該当性があると考えるのが相当である。

ウ 実施機関は，本件請求のあった時点で文書1を公開すると，そこに記録されているルート及び調査位置（平面，高さ）に関する情報や，地表踏査結果，構造形式及び工法と地盤についての検討等に関する情報が明らかになることにより，当時未確定であった4号線のルート，駅位置及び構造形式等の基本計画（以下「本件基本計画」という。）があたかも確定したかのような誤解を与えるおそれがあり，その結果，本件基本計画の審議，検討，調査研究等に支障が生ずるおそれがあったとしている。

エ 文書1に記録された本件土質調査は，その性質上，当時策定段階にあった本件基本計画案を前提とし，4号線の計画ルートに沿った地点で実施しなければ調査目的が達成できないものであるから，本件調査の内容や結果の分析等に対

応して本件基本計画案の内容を特定し，又は推測できる記述が随所に記録されており，4号線の起点から終点までのルート，駅位置及び沿線上のトンネル区間，高架区間等の位置やその延長距離などが，図表等を用いて詳細に示されていることが認められる。

これらの本件基本計画に関する情報は，本件鉄道事業に係る鉄道事業免許の申請・取得や，環境影響評価・都市計画決定手続等に至るまで，さまざまな検討段階における審議，検討等の対象となる情報であると考えられる。

オ　ところで，実施機関が本件請求に対する本件処分を行った当時（平成9年3月17日）は，実施機関において鉄道事業免許の取得のための準備が行われていた時期に当たると認められ，本件鉄道事業の計画が実施機関内部における検討段階にあったとみることができる。

一般に，事業の検討段階にある未成熟な情報は，その意思形成過程において，さまざまな観点からの見直しや変更を伴うものと予想されるから，そのような段階にある情報を公開すると，未だ確定していない4号線等のルート，駅位置及び構造形式等の本件基本計画が，あたかも確定したかのような誤解を与え，混乱を招くことが予想され，その結果，本件鉄道事業の審議，検討等に支障を来すおそれがあったことは否定できない。

カ　しかし一方，文書1に記録された情報のうち，本件調査の目的に関する記述の部分や，測量，地表踏査，機械ボーリング等9項目に及ぶ調査方法や実施数量に関する記述の部分は，それ自体が本件基本計画案を推測させるものとは認められず，本件基本計画案の内容を特定し，又は推測できる記述の部分を除けば，本件請求のあった時点で公開しても，本件基本計画の審議，検討等に支障が生じたとは認められない。

キ　また，調査結果，考察及び巻末資料については，各調査地点における土質性状について分析した結果の記録であり，その内容は，専門家が調査した自然界の客観的，科学的な事実及び当該事実についての客観的，科学的な分析が主体となっていることが認められる。このような情報は，それ自体が本件基本計画に関する情報とはいえないものであり，本件基本計画案の内容を特定し，又は推測できる記述の部分を除けば，公開しても，その後の本件基本計画の審議，検討等に支障が生じたとは考えられない。

ク　したがって，文書1に記録されている情報のうち，4号線のルート，駅位置及び構造形式等の本件基本計画の内容を特定し，又は推測できる記述の部分は本号に該当するが，その余の部分は本号に該当しない。

## (2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

ア　旧条例第9条第1項第6号は，「市・・・が行う・・・，検査，契約，交渉，・・・その他の事務事業に関する情報であって，公開することにより，当

該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに明らかに利益若しくは不利益を与えると認められるもの、・・・当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」については公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件請求のあった時点で文書1を公開すると、その後の4号線建設に関する事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じ、早期に開業し、交通便利性を向上させるという本件鉄道事業の目的を達成する上で支障が生ずるおそれがあったとしている。

ウ 文書1に記録された情報のうち、本件基本計画の内容に関する部分には、策定段階にあるルート、駅位置及び構造形式等に係る計画案が具体的に示され、又はそれらを推測することが可能な程度に記録されていることが認められる。

このような策定段階にある本件基本計画は、本件請求のあった時点で公開すると、様々な憶測がなされ、それらに起因して不必要な利害の調整を余儀なくされるなど、円滑な事務事業の執行に著しい支障が生ずるおそれがあったと考えられる。

エ 次に、文書1に記録された情報のうち、土質調査の概要、調査方法及び調査結果に関する部分は、本件調査そのものの趣旨や実施方法、調査地点の土質性状の分析及び考察等が記録されている。

これらの情報は、自然的、専門的な事実に関する情報であり、それ自体から本件基本計画の内容を特定し、又は推測できるものではないから、本件請求のあった時点で公開しても、直ちに本件鉄道事業の目的を損ない、又は特定のものに利益若しくは不利益を与える等の著しい支障が生じたとは考えられない。

オ したがって、文書1に記録された情報のうち、本件基本計画の内容を特定し、又は推測できる記述の部分は本号に該当するが、その余の部分は本号に該当しない。

(3) 前記(1)及び(2)で述べた旧条例第9条第1項第5号及び第6号に該当し、公開しないことができる情報の具体的な部分は、別表1に示すとおりである。

## 5 文書2の旧条例第9条第1項第5号及び第6号の該当性について

(1) 文書2は、文書1による調査結果を補完するために、文書1と同様の目的及び手法のもとに作成された報告書であるから、そこに記録された情報の項目構成やその性質も文書1と同様のものと認められる。

したがって、文書2に記録されている情報のうち、4号線のルート、駅位置及び構造形式等の本件基本計画を特定し、又は推測できる記述の部分は、文書1の場合と同様の理由により、旧条例第9条第1項第5号及び第6号に該当するが、その余の部分は当該各号に該当しない。

(2) 文書 2 に記録されている情報のうち、旧条例第 9 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に該当し、公開しないことができる情報の具体的な部分は、別表 2 に示すとおりである。

## 6 文書 3 の旧条例第 9 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の該当性について

### (1) 旧条例第 9 条第 1 項第 5 号の該当性について

ア 実施機関は、文書 3 に記録されている調査範囲、調査地点及び予測地域等に関する情報は、4 号線計画路線、駅位置及び地上区間、トンネル区間等の構造形式等に係る本件基本計画を推測することが可能な情報であるから、本件請求があった時点で公開すると、当時未確定であった本件基本計画が、あたかも確定したかのような誤解を与え、混乱を招くおそれがあり、その結果、適正かつ効率的な審議、検討等に支障が生ずるおそれがあったとしている。

イ 文書 3 に記録された本件環境影響調査は、4 号線の計画路線の位置を中心に幅 1 キロメートルの区域を調査範囲とし、その範囲内に調査地点を設定して実施したものである。このため、当該調査範囲及び調査地点に関する情報をつなぎ合わせることによって、計画路線のほぼ正確な位置を推測できるものであることが認められる。

このため、本件請求のあった時点で調査範囲及び調査地点に関する情報を公開すると、未だ確定していない 4 号線のルート等の本件基本計画案が、あたかも確定したかのような誤解を与え、混乱を招くことが予想され、本件基本計画の策定に支障が生ずるおそれがあったことは否定できない。

ウ しかし一方、本件調査の概要や地域の概況に関する情報について検討すると、それらは本件調査そのものの趣旨の説明であるか、又は横浜市全域や特定の行政区など広範な地域を対象として、自然的、社会経済的な観点から、主として既存の公的統計資料等をもとに概況を解説したものであるから、それ自体が本件基本計画を推測させる情報とは認められず、調査範囲又は調査地点が明示されている部分を除けば、本件請求のあった時点で公開しても、本件基本計画の審議、検討等に支障が生じたとは認められない。

エ また、環境の現況に関する情報は、計画路線及びその周辺を対象として、既存資料調査、現地調査及び類似施設調査の方法により実施した調査の結果に関するものであり、その内容は、計画路線周辺における環境の現況に関する客観的、科学的な事実の記述が主体となっている。このような客観的、科学的な事実に関する情報は、それ自体が本件鉄道事業の検討過程で見直され、変更される性質のものではなく、確定的な事実の記録とみるべきであるから、本件調査範囲又は調査地点が明示されている部分を除けば、本件請求のあった時点で公開しても、本件基本計画の審議、検討等に支障が生じたとは考えられない。



オ したがって、文書3に記録された情報のうち、本件調査の調査範囲や調査地点が4号線の計画路線を推測できる程度に表示された部分は本号に該当するが、その余の部分は本号に該当しない。

(2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 実施機関は、本件請求のあった時点で文書3を公開すると、当時未確定であった本件基本計画が明らかになるため、その結果として、本件調査の目的である環境影響評価の手續に支障が生じ、及び特定のものに利益又は不利益を与えるおそれがあったとしている。

イ 文書3に記録された情報のうち、本件調査の調査範囲や調査地点が4号線の計画路線を推測できる程度に表示された部分については、本件請求のあった時点で公開すると、当時は未確定であったルートをめぐる様々な憶測がなされ、それらに起因して不必要な利害の調整を余儀なくされるなど、本件鉄道事業に係る円滑な事務の執行に著しい支障を来すおそれが生じたものと考えられる。

ウ 次に、調査の概要、地域の概況及び環境の現況に関する部分については、本件調査そのものの趣旨や本件調査によって判明した事実に関する情報であることが認められる。

これらの事実に関する情報は、その内容自体が本件基本計画を推測させるものであるとはいえない情報であり、本件請求のあった時点で公開しても、本件調査の目的である環境影響評価手續に支障が生じ、又は特定のものに利益若しくは不利益を与える等の著しい支障が生じたとは考えられない。

エ したがって、文書3に記録された情報のうち、調査範囲や調査地点が4号線の計画路線を推測できる程度に表示された部分は本号に該当するが、その余の部分は本号に該当しない。

(3) 前記(1)及び(2)で述べた旧条例第9条第1項第5号及び第6号に該当し、公開しないことができる情報の具体的な部分は、別表3に示すとおりである。

7 文書4の旧条例第9条第1項第5号及び第6号の該当性について

(1) 文書4は、文書3による調査結果を補完するために、文書3と同様の目的及び手法のもとに作成された報告書であるから、そこに記録された情報の項目構成やその性質も文書3と同様のものであると認められる。

したがって、文書4に記録されている情報のうち、調査範囲や調査地点が4号線の計画路線を推測できる程度に表示された部分は、文書3の場合と同様の理由により、旧条例第9条第1項第5号及び第6号に該当するが、その余の部分は当該各号に該当しない。

(2) 文書4に記録されている情報のうち、旧条例第9条第1項第5号及び第6号に

該当し、公開しないことができる情報の具体的な部分は、別表４に示すとおりである。

## 8 文書５の旧条例第９条第１項第５号及び第６号の該当性について

### (1) 旧条例第９条第１項第５号の該当性について

ア 実施機関は、本件請求のあった時点で文書５に記録されているルート、駅位置、運行計画、車両規格、駅計画、設備計画、土木施設（本体構造物）等を公開すると、当時未確定であった４号線のルート、駅位置及び鉄道施設等があたかも確定したかのような誤解を与え、混乱を招くおそれがあり、その結果、本件鉄道事業に係る審議、検討、調査研究等に支障が生ずるおそれがあったとしている。

イ 文書５に記録された概略設計は、計画段階にある４号線及び横浜環状鉄道全線の概略設計を行うことを目的としたものであるから、本件鉄道事業を計画するに当たってあらかじめ想定された主要な検討項目のすべてを対象としており、検討段階における本件鉄道事業の計画全体が詳細に記録された内容となっている。

これらの情報は、４号線等のルート、駅位置並びに鉄道施設及び関連施設の規模及び構造形式や、採用する工法、設計関係図面、構造等計算書など工事発注の基礎資料となる情報、４号線等の需要予測に基づく運行計画、車両規格、駅及びその周辺の整備計画等に関する情報であって、本件鉄道事業に係る鉄道事業免許の取得や、環境影響評価・都市計画決定手続等に至るまで、さまざまな検討段階における基礎資料として活用される性質のものであると考えられる。

ウ 実施機関が本件請求に対する本件処分を行った当時は、実施機関において鉄道事業免許の取得のための準備が行われていた時期に相当すると認められ、本件鉄道事業の計画全体が実施機関内部における検討段階にあったとみることができる。

そのような段階にある情報を公開すると、当時未確定であった４号線等のルート、駅位置及び鉄道施設等に関する情報など本件鉄道事業に係る主要な計画の全部が、あたかも確定したかのような誤解を与え、混乱を招くことが予想され、その結果、本件鉄道事業の審議、検討等に支障を来すおそれがあったことは否定できない。

エ しかし一方、文書５には、本件請求のあった時点で既に横浜市会水道交通委員会において報告された本件鉄道事業の概要（建設キロ数、駅数、駅名の仮称、鉄道システム（リニアモーター方式）、軌道間隔、事業免許申請の予定時期等）や、およそ鉄道建設を計画するに当たって一般的に想定される各種施設、附帯設備、工法等に関する情報、他都市等における既成鉄道の建設事例、適用

される関係法規等に関する情報，また，計画沿線の地形，地質，沿線地域の都市基盤整備の現況等に関する情報なども記録されていることが認められる。これらは，既に公表済み若しくは内容が確定した情報であるか，又は専門的，学術的若しくは一般的な事実に関する情報であると考えられる。

このような事実に関する情報は，それ自体が本件鉄道事業に係る意思形成の対象とはならないから，本件鉄道事業の検討過程のどの段階で公開しても，実施機関における審議，検討等に支障が生じ，本件鉄道事業の計画策定を困難にするほどの影響を与えたとは考えられない。

オ したがって，文書5に記録された情報のうち，4号線等のルート，駅位置及び鉄道施設など本件鉄道事業に係る具体的な計画内容に関する部分は本号に該当するが，その余の部分は，確定した事実関係等に関する情報であるから，本号に該当しない。

(2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 実施機関は，本件請求があった時点で文書5を公開すると，その後の4号線建設に関する事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じ，早期に開業し，交通便利性を向上させるといふ本件鉄道事業の目的を達成する上で支障が生ずるおそれがあったとしている。

イ 文書5に記録された情報のうち，4号線等のルート，駅位置並びに鉄道施設及び関連施設の規模及び構造形式等に関する情報，建設時の工法，設計関係図面，構造等計算書など工事発注時の基礎資料となる情報及び4号線等の需要予測に基づく運行計画，車両規格，駅及びその周辺の整備計画等に関する情報の部分は，本件鉄道事業の具体的な計画に関する情報であることが認められる。このような情報を，当該計画自体が未確定な段階で公開すると，様々な憶測や混乱を生ずることが予想され，本件鉄道事業に係る事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じたものと考えられる。

ウ 次に，文書5に記録された情報のうち，イに掲げた情報以外の情報について検討すると，それらは既に横浜市会に報告された本件鉄道事業の概要に関する情報や，鉄道建設に普遍的に必要な施設，附帯設備，工法等に関する一般的な解説，他都市等における既成の鉄道の建設事例，適用される関係法規等に関する情報又は計画沿線の地形，地質，関係する地域の都市基盤整備の現況等に関する情報であって，それらは既に公表済み若しくは内容が確定した情報であるか，又は専門的，学術的若しくは一般的な事実に関する情報であると認められるから，本件請求があった時点で公開しても，本件鉄道事業の目的を損ない，又は特定のものに利益若しくは不利益を与える等の支障が生じたとはいえない。

エ したがって，文書5に記録された情報のうち，イで述べた本件鉄道事業の具体的な計画に関する部分は本号に該当するが，その余の部分は本号に該当しな

い。

(3) 前記(1)及び(2)で述べた旧条例第9条第1項第5号及び第6号に該当し、公開しないことができる情報の具体的な部分は、別表5に示すとおりである。

## 9 文書6及び文書7の旧条例第9条第1項第5号及び第6号の該当性について

### (1) 旧条例第9条第1項第5号の該当性について

ア 実施機関は、文書6及び文書7に記録されている鉄道の需要推計値は、鉄道計画の策定段階において公開すると、調査方法及び前提条件に不十分な疑問を持たれ、今後の審議、検討、調査研究等に支障が生ずるおそれがあったとしている。

イ 文書6及び文書7には、本件需要予測で用いた前提条件及びそこから導かれる需要推計値に関する情報として、人口推計の条件及び推計値、需要推計の条件及び推計値、4号線の計画ルート、駅の設置数及び位置、4号線以外の鉄道新線の計画、競合するバス路線の需要予測等が記録されている。

鉄道事業の需要予測は、鉄道施設の規模、事業採算性の検討及び将来の経営状況を予測するために必要不可欠なものであり、一般に、需要予測を行うに当たっては、その目的や検討段階に応じて様々な前提条件を用いることが考えられる。ある検討段階の情報は、その段階に応じたさまざまな条件が取り入れられ、必ずしも最終的な検討結果との整合性がとれているとはいえない。

ところで、本件鉄道事業に係る需要予測の前提条件及び需要推計値に関する情報は、一定の目標や政策的な判断から設定した前提条件、検討方法及び検討結果の考察等であって、鉄道の整備効果や事業採算性の観点から、4号線の整備計画の検討に影響を及ぼすことが考えられる。

このような情報は、本件鉄道事業の計画策定の根拠となるものであるから、本件請求のあった時点が鉄道事業免許取得に向けての内部検討段階にあったことからすると、その時点で公開することにより、当該計画の検討内容が推測され、調査方法及び前提条件に様々な憶測を抱かれ、誤解を生じるなどして、本件事業の審議、検討等に支障が生ずるおそれがあったと考えられる。

ウ その一方、文書6及び文書7には、本件調査の目的、調査項目、調査方法及び結果分析の方法等の一般的な説明や、公表済みの調査・統計数値に関する情報も記録されていることが認められる。

これらの情報は、地域の自然的、社会経済的な事実に関する情報や、専門分野において確立された調査方法等に関する情報であって、それ自体が本件鉄道事業に係る意思形成の対象ではないから、本件請求があった時点で公開しても、本件鉄道事業の検討に特段の支障が生じたとは考えられない。

エ したがって、文書6及び文書7に記録された情報のうち、需要予測の前提条

件及び需要推計値等に関する部分は本号に該当するが、その余の部分は、確定した事実に関する情報であるから、本号に該当しない。

(2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 実施機関は、文書6及び文書7に記録された需要推計値を公開すると、沿線のバス事業者との交渉が困難になるなど、事務事業の円滑な執行に支障が生ずるとしている。

イ 文書6及び文書7に記録された情報のうち、需要予測の前提条件及び需要推計値等に関する情報は、将来の鉄道事業の施設規模や運輸計画の基礎となる情報であることが認められる。

このような情報は、本件鉄道事業の将来の運営の基礎資料となる情報であり、本件請求があった時点が本件鉄道事業の基本計画の策定段階にあったことを考慮すると、その時点で公開することにより、様々な憶測がなされ、それらに起因して不必要な利害の調整を余儀なくされるなど、本件鉄道事業に係る円滑な事務の執行に著しい支障を来たすおそれが生じたものと考えられる。

ウ 次に、文書6及び文書7に記録された情報のうち、公表済みの人口データ、既存鉄道の利用実態調査の結果や、本件調査の目的、調査項目及び調査方法に関する一般的な説明を記録した部分は、自然的、専門的な事実に基づく情報や、専門分野において確立された調査方法等に関する情報であるから、本件請求があった時点で公開しても、本件鉄道事業の目的を損ない、又は特定のものに利益若しくは不利益を与えるなどの著しい支障が生じたとは考えられない。

したがって、文書6及び文書7に記録された情報のうち、需要予測の前提条件及び需要推計値等に関する情報の部分は、本号に該当するが、その余の部分は本号に該当しない。

(3) 前記(1)及び(2)で述べた旧条例第9条第1項第5号及び第6号に該当し、公開しないことができる情報の具体的な部分は、別表6及び別表7に示すとおりである。

## 10 結論

以上のとおり、本件申立各文書のうち、別表1から別表7までに示す部分を旧条例第9条第1項第5号及び第6号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、その余の部分は公開すべきである。

## 第6 付記

本件審査請求に対する当審査会の判断は、第5に述べたとおりであるが、本件鉄道事業は既に一部区間で着工されるなど、本件非公開決定の時点からみれば、相当の事情の変化が生じている。

そこで、当審査会では、現時点において、なお非公開とすることができる本件申立各文書の部分について、次のとおり付記することとする。

1 文書1及び文書2について

4号線のルート、駅位置及び構造形式等の基本計画が、既に明らかとなっていることから、民地である調査地点の所在地及び本件調査を受託した会社の調査担当者の個人名を識別できる情報の部分を除いて、非公開とする理由はない。

2 文書3及び文書4について

既に、神奈川県知事により環境影響評価準備書の公告及び縦覧が行われていることから、非公開とする理由はない。

なお、平成11年2月17日の時点で、実施機関によってその全部が公開できることとなった旨が申立人に通知されている。

3 文書5について

4号線以外の未だ構想段階にある鉄道新線、駅広計画及び地域開発検討に関する情報の部分、民地である調査地点の所在地及び本件調査を受託した会社の調査担当者の個人名を識別できる情報の部分を除いて、非公開とする理由はない。

4 文書6及び文書7について

4号線以外の鉄道新線の計画に関する情報及び競合するバス路線の需要予測に関する部分を除いて、非公開とする理由はない。

5 なお、現時点でも非公開とすることができる情報の具体的な部分は、別表8に示すとおりである。

該当ページ	該 当 部 分
表紙の次葉	代表者印の印影，担当者名及び担当者印の印影
1	4 行目及び 5 行目の町名，地番 18 行目から 25 行目までのうち担当者名
2	表 1.2.1 住所の欄中町名，地番及び括弧書用途並びに利用状況の欄中括弧書部分
3	全部
33	図面
35	図面
42 から 60 まで	全部
65	全部
154 から 158 まで	全部
資料 - 2 から資料 - 40 まで	調査位置項中町名，地番及び括弧書用途並びに担当者名
資料 - 45 から資料 - 80 まで	試験者氏名
資料 - 106	地域名の項中町名
資料 - 110	地域名の項中町名
資料 - 114	地域名の項中町名
資料 - 118	地域名の項中町名
資料 - 122	地域名の項中町名
資料 - 126	地域名の項中町名
資料 - 130	地域名の項中町名
資料 - 134	地域名の項中町名
資料 - 138	地域名の項中町名
資料 - 142	地域名の項中町名
資料 - 146	地域名の項中町名
資料 - 150	地域名の項中町名
資料 - 154	地域名の項中町名
資料 - 158	地域名の項中町名
資料 - 164	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 166	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 168	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 171	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 175	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 178	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 196 から資料 - 210 まで	担当者名

資料 - 213 から資料 - 222 まで	整理担当者名
資料 - 224 から資料 - 233 まで	試験者名
資料 - 235 から資料 - 244 まで	試験者名
資料 - 246 から資料 - 267 まで	試験者名
資料 - 269 から資料 - 278 まで	試験者名
資料 - 284 から資料 - 312 まで	試験者名
資料 - 314 から資料 333 まで	試験者名
資料 - 335 から資料 370 まで	試験者名
資料 - 372 から資料 - 380 まで	試験者名
資料 - 384 から資料 - 423 まで	全部
写真	全部

(備考)

- 1 罫線は，行数に含めない。
- 2 文字数については，1 行に記載された文字（数字，記号及び符号を含む。）を左詰めに  
して数えるものとし，句読点，括弧等のくくり始めの記号，くくり終わりの記号等は，そ  
れぞれ 1 文字として数える。
- 3 1 及び 2 の取扱いは，別表 2 から別表 8 までについても同様とする。



別表 2

該当ページ	該 当 部 分
案内図	全部
1	5 行目及び 6 行目のうち町名及び地番 27 行目及び 28 行目のうち担当者名
2	表 - 1.2.1 の住所欄中の町名及び地番並びに利用状況欄すべて
3	全部
26	図 - 3.1.1
29	全部
34	4 行目のうち町名及び地番 写真表題中の町名
35	図 - 3.2.1
38	1 行目のうち町名及び地番
40	図 - 3.2.1
44	全部
87	20 行目, 21 行目および 23 行目のうち孔番及び構造物の名称
92	1 行目のうち構造物の名称
125 及び 126	全部
157	3 行目から 5 行目までのうち括弧書部分
171	15 行目から 25 行目まで
172 から 175 まで	全部
176	26 行目のうち地名
192	3 行目 30 文字目から 34 文字目まで
193	27 行目のうち
196	20 行目のうち括弧書部分 21 行目のうち距離程数値
201	2 行目のうち距離程数値
204	2 行目のうち距離程数値 12 行目 13 文字目から 16 文字目まで 13 行目のうち距離程数値
206	9 行目 13 文字目から 16 文字目まで 10 行目のうち距離程数値
211	表 4.4.3.1 緒元の部地区の項中 Y-1 の欄中括弧書部分 表 4.4.3.1 緒元の部計画キロ程の項すべて 想定構造物の項すべて
212	12 行目 8 文字目から 12 文字目まで 15 行目 33 文字目から 16 行目第 1 文字目まで
213	表中構造物の名称, 地区名及び地点番号
216 及び 217	全部
230	調査地点の項中町名及び地番並びに調査担当者名
246	表 4.6.1 区間の欄及び計画工法の欄

249	17 行目及び 26 行目のうち距離
252	7 行目及び 11 行目のうち距離 表 4.6.5 区間の欄すべて
253	2 行目, 5 行目, 7 行目及び 8 行目のうち距離
256	表 4.6.7 標題中キロ程欄すべて
257	表 4.6.8 標題中キロ程欄すべて
258 及び 259	表 4.6.9 標題中キロ程欄すべて
262	下から 9 行目のうち地点番号 下から 8 行目及び 5 行目のうち地点番号 下から 1 行目のうち地点番号
263	2 行目及び 7 行目のうち地点番号
263 (重複)	4 行目及び 5 行目のうち地点番号
264	2 行目のうち地点番号 4 行目のうち地点番号
268	23 行目及び 28 行目のうち距離
269 及び 270	距離すべて
271	23 行目, 29 行目及び 30 行目のうち距離
272	1 行目及び 2 行目のうち距離
土質柱状図	
1 枚目から 9 枚目まで	調査位置の項中町名及び地番及び担当者名
土質試験結果データシート	
1 から 7 まで	整理担当者名
8 から 10 まで	試料観察者名
11 から 14 まで	整理担当者名
15 から 33 まで	試験者名
34 から 40 まで	試験者名
41 から 115 まで	試験者名
ラムサウンディングデータシート	
1	測定者名
3	測定者名
5	測定者名
7	測定者名
横方向載荷試験データ	
1 から 12 まで	試験者名
孔内水平載荷試験 (エラストメータ) データ	
1 から 14 まで	試験者名

該当ページ	該 当 部 分
3 , 13 , 15 及び 17 から 20 まで	全部
22	表 2.6 - (1)全部
23	表 2.6 - (2)全部
24	表 2.6 - (3)全部
25 及び 26	全部
28	全部
32 及び 33	全部
35	全部
39	全部
41 , 43 , 44 及び 46	全部
49 , 69 , 73 及び 83	全部
88	表 3.3 - 4 所在地の欄中町名及び地番
89 , 90 及び 113	全部
116	全部
124 及び 125	全部
141	全部
142	8 行目のうち路線名
154	全部
156	全部
157	12 行目及び 13 行目のうち地区名
158 及び 159	全部
161	表 3.10 - 1(1)のうち井戸名の欄
162	表 3.10 - 1(2)のうち井戸名の欄
163	表 3.10 - 1(3)のうち井戸名の欄
164	表 3.10 - 1(4)のうち井戸名の欄
175 及び 176	全部
181 から 183 まで	全部
188	表 3.11 - 9 のうち環境概要の欄
200 及び 201	全部
205 から 207 まで	全部
218 及び 219	全部
225 及び 226	全部
229 及び 230	全部
235 及び 236	全部

238 及び 239	全部
244 及び 245	全部
248 から 251 まで	全部
253	全部
254 から 258 まで	全部
260 から 262 まで	全部
263 及び 264	全部

該当ページ	該 当 部 分
3	全部
16 及び 17	全部
20 及び 21	全部
24 及び 25	全部
34	表 2.2 - 10 のうち環境概要
36	表 2.2 - 11(1)のうち地区名
37	表 2.2 - 11(2)のうち地区名
38	表 2.2 - 12 のうち地区名
45 及び 46	全部
48 及び 49	全部
52 及び 53	全部
65 及び 66	全部
72 及び 73	全部
75 から 77 まで	全部
82 及び 83	全部
85 から 87 まで	全部
92 から 94 まで	全部

該当ページ	該 当 部 分
( 1 / 3 ) 冊	
1 - 2	全部
1 - 5	19 行目から 28 行目まで
1 - 6	2 行目から 5 行目及び 10 行目から 18 行目まで
1 - 7	7 行目から 27 行目まで ( 駅名を除く。 )
1 - 8	1 行目から 5 行目まで ( 駅名を除く。 )
1 - 9	全部
1 - 10 及び 1 - 11	
1 - 12	16 行目から 19 行目まで
1 - 13 から 1 - 17 ま で	全部
2 - 3	全部
2 - 4	8 行目から 10 行目までのうち距離部分 11 行目以降
2 - 5	8 行目及び 14 行目のうち括弧書部分 19 行目及び 21 行目のうち距離数値 23 行目のうち括弧書部分 24 行目のうち距離数値部分
2 - 6	6 行目から 9 行目まで及び 12 行目
2 - 7 から 2 - 13 ま で	全部
2 - 14	5 行目から 15 行目まで
2 - 15 から 2 - 49 ま で	全部
3 - 1	7 行目から 31 行目まで
3 - 3	1 行目から 18 行目まで
3 - 4	5 行目のうち数値部分 図 - 1 のうち該当路線最大輸送数値 (2) の性能一覧表のうち数値
3 - 5	3 行目及び 4 行目のうち数値部分
3 - 7	全部
3 - 20 から 3 - 23 ま で	全部
4 - 1	6 のチャートのうち駅名
4 - 2 から 4 - 8 ま で	全部
4 - 9	全部
4 - 10 から 4 - 51 ま で	全部

5 - 1	3 行目 , 4 行目及び 6 行目うち数値部分
5 - 2 から 5 - 21 まで	全部
6 - 1 - 5 から 6 - 1 - 43 まで	全部
6 - 2 - 1 から 6 - 2 - 16 まで	全部
6 - 2 - 20 から 6 - 2 - 22	全部
6 - 2 - 25	全部
6 - 2 - 27 から 6 - 2 - 29 まで	全部
6 - 2 - 30	全部
6 - 2 - 31	全部
6 - 2 - 32 から 6 - 2 - 50	全部
6 - 2 - 52 から 6 - 2 - 57	全部
6 - 2 - 58	全部
6 - 2 - 59	全部
6 - 2 - 60 から 6 - 2 - 61 まで	全部
6 - 2 - 65 から 6 - 2 - 74 まで	全部
7 の目次 1	3 行目から 7 行目までのうち名称
7 の目次 2	2 行目 , 6 行目 , 11 行目 , 16 行目及び 21 行目のうち名称
7 - 1 - 1 から 7 - 1 - 15 まで	全部
7 - 2 - 21	14 行目から 17 行目まで
7 - 2 - 27	12 行目から 19 行目まで
7 - 2 - 28	枠内図
7 - 2 - 33 から 7 - 2 - 44 まで	全部
7 - 2 - 47 から 7 - 2 - 67 まで	全部
7 - 2 - 52 から 7 - 2 - 54 まで	面積の欄
7 - 3 - 2 から 7 - 3 - 41 まで	全部
7 - 4 - 8 から 7 - 4 - 10 まで	全部
7 - 4 - 25 から 7 - 4 - 29 まで	全部
7 - 4 - 31	15 行目及び 16 行目
7 - 4 - 32 及び 7 - 4 - 33	全部

8 - 1 - 2	4 行目及び 5 行目
8 - 1 - 3 及び 8 - 1 - 4	全部
8 - 1 - 5	全部
8 - 1 - 6	1 行目から 3 行目まで
8 - 1 - 7	5 行目から 22 行目まで
8 - 1 - 11 から 8 - 1 - 16 まで	全部
8 - 2 - 1	8 行目から 19 行目まで
8 - 2 - 3 から 8 - 2 - 13 まで	全部
8 - 2 - 14	全部
8 - 2 - 15	全部
8 - 2 - 16 から 8 - 2 - 19 まで	全部
8 - 2 - 20 から 8 - 2 - 25 まで	全部
8 - 2 - 26	3 行目, 14 行目及び 15 行目
8 - 2 - 27	1 行目及び 2 行目
8 - 2 - 28	全部
8 - 2 - 30	表以外の部分
8 - 2 - 31 から 8 - 2 - 38 まで	全部
8 - 2 - 39	3 行目全部
8 - 2 - 40	1 行目から 6 行目まで
8 - 2 - 42 から 8 - 2 - 45 まで	全部
8 - 2 - 46 から 8 - 2 - 57 まで	全部
8 - 2 - 58 から 8 - 2 - 72	全部
8 - 3 - 4	全部
8 - 3 - 8	全部
8 - 3 - 9 から 8 - 3 - 11 まで	全部
8 - 3 - 13	全部
8 - 3 - 15 及び 8 - 3 - 16	全部
8 - 3 - 18 及び 8 - 3 - 19	全部
9 - 3	図及び参考部分
9 - 6	図の部分
9 - 8	全部
9 - 9	図中町名に関する部分



9 - 10	各表欄外町名
9 - 13 及び 9 - 14	全部
9 - 23	主要施設・地域資源の分布図
9 - 25	全部
9 - 26 から 9 - 34 まで	全部
9 - 40 から 9 - 100 まで	全部
10 の目次	全部
10 - 1 及び 10 - 2	全部
10 - 3	駅名すべて
10 - 4 から 10 - 8 まで	全部
10 - 15	8 行目 11 行目のうち括弧書部分
10 - 19	7 行目 14 文字目から 24 文字目まで
10 - 21	13 行目 26 文字目から 36 文字目まで
10 - 23	11 行目 4 文字目から 18 文字目まで
10 - 26	3 行目 11 文字目から 26 文字目まで 5 行目 8 文字目から 10 文字目まで 13 行目 5 文字目から 14 文字目まで 15 行目 14 文字目及び 15 文字目
10 - 29	8 行目 1 文字目から 14 文字目まで及び 23 文字目から 36 文字目まで 9 行目 1 文字目から 4 文字目まで 11 行目 4 文字目から 13 文字目まで
10 - 34	表 5 - 2 都市計画の項地区現況の欄中 1 行目
10 - 37	図 5 - 2 (その 2) 都市計画の区地区現況の欄中 1 行目 1 文字目から 11 文字目まで
10 - 39 から 10 - 49 まで	全部
10 - 50	13 行目以下
10 - 51 から 10 - 62 まで	全部
S - 1 から S - 7 まで	全部
11 - 1	7 行目 1 文字目から 30 文字目まで
11 - 2 から 11 - 6 まで	全部
11 - 7 から 11 - 11 まで	全部
11 - 15 から 11 - 135 まで	全部
( 2 / 3 ) 冊	
12 - 1 から 12 - 21 まで	全部

12 - 23 から 12 - 45 まで	全部
12 - 47 及び 12 - 48	全部
12 - 49 から 12 - 69 まで	全部
12 - 71 から 12 - 86 まで	全部
13 - 1 - 2 から 13 - 1 - 362 まで	全部
13 - 2 - 1	5 行目及び 6 行目 19 行目以下
13 - 2 - 2 から 13 - 2 - 51	全部
13 - 2 - 52 から 13 - 2 - 136 まで	全部
13 - 3 の目次	22 行目から 25 行目までのうち括弧書部分
13 - 3 - 1	3 行目及び 4 行目 13 行目以下
13 - 3 - 2 から 13 - 3 - 10 まで	全部
13 - 3 - 12	全部
13 - 3 - 29	全部
13 - 3 - 30	14 行目から 22 行目まで
13 - 3 - 33 から 13 - 3 - 143 まで	全部
14 - 1	発注者名，受注者名，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打 合せ方式の各項目を除いた部分
14 - 2	全部
14 - 3	件名及び出席者受託者側の項すべて 「3．協議事項」のすべて
14 - 5	受注者名，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合せ方式の 各項目を除いた部分
14 - 6	全部
14 - 7	発注者名，受注者，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合 せ方式の各項目を除いた部分
14 - 8	受注者名，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合せ方式の 各項目を除いた部分
14 - 9	全部
14 - 10 及び 14 - 11	発注者名，受注者，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合 せ方式の各項目を除いた部分
14 - 10 から 14 - 12 まで	出席者受注者側
14 - 12	発注者名，受注者名，出席者発注者側，日時，場所及び打合せ方 式の各項目を除いた部分
14 - 13	委託者名，受託者名，出席者委託者側，日時，場所及び打合せ方 式の各項目を除いた部分
14 - 14	発注者名，受注者，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合 せ方式の各項目を除いた部分

14 - 15	受注者名，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合せ方式の各項目を除いた部分
14 - 16	全部
14 - 17	委託者名，受託者名，出席者委託者側，日時，場所，打合せ方式並びに「1 協議者」のうち交通局及び都市計画局所属職員の各項目を除いた部分
14 - 18	受注者名，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合せ方式の各項目を除いた部分
14 - 19	発注者名，受注者，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合せ方式の各項目を除いた部分
14 - 20	全部
14 - 21	件名，年月日，場所及び出席者のうち交通局所属員の各項目を除いた部分
14 - 22	全部
14 - 23 及び 14 - 24	発注者名，受注者，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合せ方式の各項目を除いた部分
14 - 25	委託者名，受託者名，出席者委託者側，日時，場所，打合せ方式及び協議者の各項目を除いた部分
14 - 26	発注者名，受注者，件名，出席者発注者側，日時，場所及び打合せ方式の各項目を除いた部分
14 - 27	委託者名，受託者名，出席者委託者側，日時，場所，打合せ方式及び協議者の各項目を除いた部分
( 3 / 3 ) 冊	
1 - 3	3 行目括弧書部分
1 - 5	全部
2 - 1	6 行目から 18 行目まで 22 行目から 24 行目まで及び 26 行目
2 - 4 から 2 - 9 まで	全部
2 - 7 から 2 - 9 まで	図標題中駅名
2 - 10	9 行目から 14 行目まで及び図
2 - 11 から 2 - 52 まで	全部
3 の目次	2 行目及び 7 行目のうち括弧書部分
3 - 1	括弧書部分
3 - 2 から 3 - 6 まで	全部
3 - 8 から 3 - 53 まで	全部
3 - 55 から 3 - 137 まで	全部
3 - 139 から 3 - 221 まで	全部
3 - 222	標題中括弧書部分
3 - 223 から 3 - 227 まで	全部

3 - 229 から 3 - 266 まで	全部
3 - 268 から 3 - 331 まで	全部
3 - 333 から 3 - 396 まで	全部
4 - 2 から 4 - 72 ま で	全部

該当ページ	該 当 部 分
3 - 3	表 3 - 1 中の平成15年，平成22年及び平成27年並びに推計モデルの数値部分
3 - 4	9 行目から17行目まで
3 - 5	図 3 - 2 の全部（ 標題を除く。 ）
3 - 6	表 3 - 2 中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
3 - 7	2 行目から 4 行目まで， 6 行目から10行目まで
3 - 9	表 3 - 4 の数値部分
3 - 10	図 3 - 5 (1)の全部（ 標題を除く。 ） 図 3 - 5 (2)の全部（ 標題を除く。 ）
3 - 15	表 3 - 8 の全部（ 標題， 各欄の名称， 欄外の記載事項を除く。 ）
3 - 17	図 3 - 8 (1)中の推計値 図 3 - 8 (2)の全部（ 標題を除く。 ）
3 - 18	図 3 - 9 (1)中の推計値 図 3 - 9 (2)の全部（ 標題を除く。 ）
3 - 20	図 3 - 10中の推計値及び調整済み推計値 図 3 - 9 (2)の全部（ 標題を除く。 ）
3 - 23	表 3 - 11の全部（ 標題， 各欄の名称， 欄外の記載事項を除く。 ）
3 - 25	5 行目から10行目まで， 12行目から13行目まで
3 - 26	全部（ 標題を除く。 ）
3 - 27	表 3 - 12中の現況再現値 及び比率 / の数値部分
4 - 2	7 行目 5 文字目から19文字目まで 表 4 - 1 図 4 - 1
4 - 3	表 4 - 2 中の想定人口の数値部分
4 - 4	平成22年以降の欄の本文中 1 行目11文字目から28文字目まで 2 行目31文字目以降全部 図 4 - 2 の全部（ 標題を除く。 ）
4 - 5	2 行目34文字目から36文字目まで
4 - 6	表 4 - 3 中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
4 - 7 から 4 - 13 まで	図 4 - 3 中の将来想定値及び前回調査想定値が記載された部分
4 - 14	表 4 - 5 中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
4 - 15	表 4 - 6 中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分 図 4 - 4 中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分 本文の全部
4 - 16	表 4 - 7 中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
4 - 17	4 行目から 6 行目までの全部 15行目から17行目までの全部

4 - 18	表 4 - 8 ( 標題を除く。 ) 図 4 - 8 ( 標題を除く。 )
4 - 19	3 行目20文字目から37文字目まで 6 行目 6 文字目から 8 行目まで 10行目 1 文字目から20文字目まで 11行目 5 文字目から12行目まで 14行目18文字目から15行目10文字目まで
4 - 20	表 4 - 9 中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
4 - 21 から 4 - 27 まで	図 4 - 6 中の将来想定値及び前回調査想定値が記載された部分
4 - 28	7 行目から 9 行目まで 表 4 - 10中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
4 - 29	2 行目から 4 行目まで， 6 行目から 8 行目まで
4 - 30	表 4 - 11中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
4 - 31 から 4 - 37 まで	図 4 - 7 中の将来想定値及び前回調査想定値が記載された部分
4 - 38	3 行目から 5 行目まで 表 4 - 12中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
4 - 39	2 行目及び 3 行目， 5 行目及び 6 行目
4 - 40	表 4 - 13中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
4 - 42	4 行目から11行目まで，13行目から15行目まで
4 - 43	表 4 - 15中の平成12年，平成15年，平成17年，平成22年及び平成 27年の数値部分 図表 4 - 9 中の H15，H22及び H27の数値部分
4 - 44	3 行目から 9 行目まで 表 4 - 16中の平成12年，平成15年，平成17年，平成22年及び平成 27年の数値部分
4 - 45	図 4 - 10中の H15，H22及び H27の数値部分
4 - 46	全部 ( 標題を除く。 )
4 - 47	表 4 - 17中の平成27年の数値部分 表 4 - 18中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
4 - 48	図表 4 - 11中の H15，H22及び H27の数値部分
4 - 49	2 行目から 5 行目まで 表 4 - 19中の平成12年，平成15年，平成17年，平成22年及び平成 27年の数値部分
4 - 50	2 行目から 7 行目まで 表 4 - 20中の平成12年，平成15年，平成17年，平成22年及び平成 27年の数値部分
4 - 51	2 行目から 4 行目まで 表 4 - 21中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
5 - 1	4 行目20文字目から 7 行目まで 表 5 - 1 ， ， ， ， 及び の項路線名の欄中括弧書部分 表 5 - 1 中の平成15年，平成22年，平成27年及び代替ケースの各 欄並びに代替ケースの各欄
5 - 2 及び 5 - 3	全部 ( 標題を除く。 )

5 - 8	(3)の本文中の 1 行目31文字目から 2 行目11文字目まで
5 - 9	表 5 - 3 のうち切れ部分より上部の表中の設定値 表 5 - 3 のうち切れ部分より下部の表の全部
6 - 1	全部 ( 標題を除く。 )
6 - 2	図 6 - 1 中の H15 , H22及び H27の数値部分
6 - 3	図 6 - 2 中の H15 , H22及び H27の数値部分
6 - 4	全部 ( 標題を除く。 )
6 - 5	図 6 - 3 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分 表 6 - 1 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分
6 - 6	図 6 - 4 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分 表 6 - 2 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分
6 - 7	全部 ( 標題を除く。 )
6 - 8	図 6 - 5 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分 表 6 - 3 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分
6 - 9	図 6 - 6 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分 表 6 - 4 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分
6 - 10	3 行目から 7 行目まで 図 6 - 7 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分
6 - 11	表 6 - 5 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分
6 - 12 から 6 - 40 まで	全部 ( 本文標題及び図表標題を除く。 )

該当ページ	該 当 部 分
4	7行目33文字目から9行目まで 12行目4文字目から14行目まで 16行目以降全部
5	3行目から5行目まで
6	5行目21文字目から7行目まで 8行目20文字目以降全部
7	4行目23文字目から32文字目まで 5行目16文字目から34文字目まで 図2-1中の括弧書部分
9	図2-2中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
10	6行目3文字目から8行目まで 18行目以降全部
11	3行目28文字目から4行目2文字目まで 4行目14文字目から5行目まで 11行目37文字目から12行目11文字まで 15行目4文字目以降全部
12	図2-3中の右最上部の枠内の記載事項
17	3行目6文字目から4行目まで 図2-6中の将来設定値の部分 図2-7中の将来設定値の部分
18	表2-1中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
19	表2-2中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
20	表2-3中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
21	表2-4中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
22	表2-5中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
23	5行目から7行目まで 9行目10文字目から40文字目まで 11行目から14行目まで 表2-6中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分 表2-6の欄外記載事項のうち3行目及び4行目
24	6行目以降全部
25	全部（図表の標題を除く。）
26	6行目以降全部（図表の標題を除く。）
27	7行目12文字目から10行目まで 18行目15文字目から20行目まで 22行目23文字目から23行目まで
28	表2-9中の平成15年，平成22年及び平成27年の数値部分
29	表3-1中の平成15年，平成22年及び平成27年の記載，備考の欄中の記載 表3-1 ， ， ， 及び の項路線名の欄中括弧書部分



30	全部（図の標題を除く。）
31 から 33 まで	全部
36	全部
37	2 行目以降全部
38	図 4 - 1 中の H15 , H22及び H27の数値部分
39	図 4 - 2 中の H15 , H22及び H27の数値部分
40	全部（標題を除く。）
41	図 4 - 3 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分 図 4 - 4 中の数値部分（昭和55年及び平成 2 年を除く。）
42	表 4 - 2 中の平成15年 , 平成22年及び平成27年の数値部分
43 から 114 まで	全部
45 から 47 まで	全部
60 から 95 まで	全部
104 から 114 まで	全部
116	全部（標題を除く。）
118	全部（標題を除く。）
121	全部（標題を除く。）

該当ページ	該 当 部 分
文書 1	
表紙の次葉	代表者印の印影，担当者名及び担当者印の印影
1	4 行目及び 5 行目の町名，地番 18 行目から 25 行目までのうち担当者名
2	表 1.2.1 住所の欄中町名，地番
資料 - 2 から資料 - 40 まで	調査位置項中町名，地番及び括弧書用途並びに担当者名
資料 - 45 から資料 - 80 まで	試験者氏名
資料 - 106	地域名の項中町名
資料 - 110	地域名の項中町名
資料 - 114	地域名の項中町名
資料 - 118	地域名の項中町名
資料 - 122	地域名の項中町名
資料 - 126	地域名の項中町名
資料 - 130	地域名の項中町名
資料 - 134	地域名の項中町名
資料 - 138	地域名の項中町名
資料 - 142	地域名の項中町名
資料 - 146	地域名の項中町名
資料 - 150	地域名の項中町名
資料 - 154	地域名の項中町名
資料 - 158	地域名の項中町名
資料 - 164	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 166	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 168	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 171	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 175	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 178	調査地域の項中町名，地番及び括弧書きの現況記述部分
資料 - 196 から資料 - 210 まで	担当者名
資料 - 213 から資料 - 222 まで	整理担当者名
資料 - 224 から資料 - 233 まで	試験者名
資料 - 235 から資料 - 244 まで	試験者名
資料 - 246 から資料 - 267 まで	試験者名

資料 - 269 から資料 - 278 まで	試験者名
資料 - 284 から資料 - 312 まで	試験者名
資料 - 314 から資料 333 まで	試験者名
資料 - 335 から資料 370 まで	試験者名
資料 - 372 から資料 - 380 まで	試験者名
資料 - 384 から資料 - 423 まで	全部
写真	全部
文書 2	
1	5 行目及び 6 行目のうち町名及び地番 27 行目及び 28 行目のうち担当者名
2	表 - 1.2.1 の住所欄中の町名及び地番並びに利用状況欄すべて
34	4 行目のうち町名及び地番 写真表題中の町名
35	図 - 3.2.1
38	1 行目のうち町名及び地番
87	20 行目, 21 行目および 23 行目のうち孔番及び構造物の名称
92	1 行目のうち構造物の名称
172	全部
216 及び 217	全部
230	調査地点の項中町名及び地番並びに調査担当者名
土質柱状図	
1 枚目から 9 枚目まで	調査位置の項中町名及び地番及び担当者名
土質試験結果データシート	
1 から 7 まで	整理担当者名
8 から 10 まで	試料観察者名
11 から 14 まで	整理担当者名
15 から 33 まで	試験者名
34 から 40 まで	試験者名
41 から 115 まで	試験者名
ラムサウンディングデータシート	
1, 3 及び 5	測定者名
7	測定者名
横方向載荷試験データ	
1 から 12 まで	試験者名

孔内水平載荷試験（エラストメータ）データ	
1 から 14 まで	試験者名
文書 5	
( 1 / 3 ) 冊	
3 - 7	全部
3 - 20 から 3 - 23 まで	全部
4 - 1	6 のチャートのうち駅名
4 - 6 及び 4 - 7	全部
4 - 15 から 4 - 25 まで	全部
4 - 38 から 4 - 51 まで	全部
5 - 13 から 5 - 22 まで	全部
7 - 1 - 1 から 7 - 1 - 15 まで	全部
7 - 3 - 4	9 行目以降全部
7 - 3 - 5 から 7 - 3 - 8 まで	全部
7 - 3 - 9	27 行目以降全部
7 - 3 - 10 から 7 - 3 - 15 まで	全部
7 - 3 - 17	6 行目以降全部
7 - 3 - 18 から 7 - 3 - 22 まで	全部
7 - 3 23	20 行目以降全部
7 - 3 - 24 から 7 - 3 - 27 まで	全部
7 - 3 - 29 から 7 - 3 - 33 まで	全部
7 - 3 - 38 及び 7 - 3 - 39	全部
7 - 4 - 25 から 7 - 4 - 29 まで	全部
10 - 44	全部
10 - 46	全部
10 - 61	全部
s - 1	全部
s - 2	右最上部括弧書地区名
s - 3 から s - 7 まで	全部
11 - 102	1 行目から 6 行目まで
11 - 116	全部
( 2 / 3 ) 冊	
14 - 1	出席者受注者側

14 - 3	件名，出席者受注者側及び「2 協議資料」
14 - 5	出席者受注者側
14 - 7	出席者受注者側
14 - 8	出席者受注者側
14 - 13	件名及び出席者受託者側
14 - 14 及び 14 - 15	出席者受注者側
14 - 17	件名，出席者受託者側並びに「1 協議者」のうち交通局及び都市計画局所属職員以外の者
14 - 18 及び 14 - 19	出席者受注者側
14 - 21	記載者及び出席者のうち交通局所属職員以外の者
14 - 23 及び 14 - 24	出席者受注者側
14 - 25	件名及び出席者受託者側
14 - 26	出席者受注者側
14 - 27	件名及び出席者受託者側
( 3 / 3 ) 冊	
1 - 3	3 行目括弧書部分
2 - 1	6 行目から 18 行目まで
2 - 10	9 行目から 14 行目まで及び図
2 - 11 から 2 - 52 まで	全部
3 - 2 から 3 - 6 まで	全部
3 - 8 から 3 - 53 まで	全部
3 - 55 から 3 - 137 まで	全部
3 - 139 から 3 - 221 まで	全部
3 - 223 から 3 - 227 まで	全部
3 - 229 から 3 - 266 まで	全部
3 - 268 から 3 - 331 まで	全部
3 - 333 から 3 - 396 まで	全部
4 - 2 から 4 - 72 まで	全部
文書 6	
3 - 26	全部 ( 標題を除く。 )
4 - 17	16行目37文字目以降全部
4 - 18	表 4 - 8 港北ニュータウンの項備考の欄
4 - 19	3 行目20文字目から37文字目まで
5 - 1	表 5 - 1 ， ， ， ， 及び の項路線名の欄中括弧書部分並びに代替ケースの各欄

文書 7	
4	12行目 4 文字目から14行目まで
5	3 行目から 5 行目まで
6	8 行目20文字目以降全部
10	20行目15文字目から37文字目まで
11	15行目26文字目から16行目16文字目まで
12	図 2 - 3 中の右最上部の枠内の記載事項
23	9 行目10文字目から40文字目まで
24	6 行目25文字目から31文字目まで 9 行目34文字目から38文字目まで 15行目 2 文字目から 6 文字目まで 17行目 2 文字目から 7 文字目まで
26	7 行目 2 文字目から 6 文字目まで 9 行目 2 文字目から 7 文字目まで
29	表 3 - 1 , , , 及び の項路線名の欄中括弧書部分並びに備考の各欄
30	全部 ( 図の標題を除く。 )
31 から 33 まで	全部
36	全部
60 から 95 まで	全部
104 から 114 まで	全部

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 9 年 7 月 2 日	・ 諮問
平成 9 年 8 月 4 日	・ 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 9 年 9 月 5 日 ( 第142回審査会 )	・ 諮問の報告
平成 11 年 8 月 27 日 ( 第207回審査会 )	・ 審議
平成 11 年 9 月 24 日 ( 第209回審査会 )	・ 審議
平成 11 年 10 月 8 日 ( 第210回審査会 )	・ 実施機関による事業説明 ・ 審議
平成 11 年 10 月 22 日 ( 第211回審査会 )	・ 審議
平成 11 年 12 月 8 日 ( 第214回審査会 )	・ 審議
平成 12 年 1 月 14 日 ( 第216回審査会 )	・ 審議
平成 12 年 1 月 28 日 ( 第217回審査会 )	・ 審議
平成 12 年 2 月 25 日 ( 第219回審査会 )	・ 実施機関による処分理由の説明 ・ 審議
平成 12 年 7 月 14 日 ( 第228回審査会 )	・ 審議
平成 12 年 7 月 28 日 ( 第229回審査会 )	・ 審議
平成 12 年 9 月 8 日 ( 第231回審査会 )	・ 審議
平成 12 年 9 月 22 日 ( 第232回審査会 )	・ 審議
平成 12 年 10 月 13 日 ( 第233回審査会 )	・ 部会で審議する旨決定
平成 12 年 11 月 17 日 ( 第 1 回審査会部会 )	・ 審議
平成 12 年 12 月 13 日 ( 第 2 回審査会部会 )	・ 審議
平成 13 年 3 月 16 日 ( 第 3 回審査会部会 )	・ 審議

平成13年5月18日 (第5回審査会部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成13年7月6日 (第6回審査会部会)	・審議
平成14年3月15日 (第17回審査会部会)	・審議
平成14年4月19日 (第18回審査会部会)	・審議
平成14年5月17日 (第19回審査会部会)	・審議



